平成２１年（フ）第１２７８号
東京都小平市学園東町２丁目３番24―３号あかしやハイツ102号
債務者　舩山　典子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３０４号
東京都武蔵村山市中央１丁目24番地の３ハウス・オブ・ブーケＡ202号
債務者　並木エストレリア　サガ
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７５号
広島県福山市熊野町丙618番地
債務者　藤木　芳子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１２５６号
東京都調布市菊野台２丁目30番地３
債務者　渡邉　千秋（旧姓似内）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８４号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋380番地１
破産者　近藤　稔信
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４号
宮城県気仙沼市本吉町寺谷71番地
破産者　齋藤　　護
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２０年（フ）第２０５号
栃木県下都賀郡都賀町大字木306番地５
破産者　田波　謹護
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２０年（フ）第２０６号
栃木県下都賀郡都賀町大字木306番地５
破産者　田波　一枝
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第５５号
石川県能美市緑が丘１丁目80番地
破産者　森　　邦重
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第８９号
石川県加賀市片山津温泉乙２番地11、住民票上の住所石川県加賀市片山津町城山51番地の２
破産者　才迫　一昭
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第９０号
石川県加賀市片山津温泉乙２番地11、住民票上の住所石川県加賀市片山津町城山51番地の２
破産者　才迫　真理
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第３７６号
香川県高松市仏生山町甲774番地３、前住所香川県高松市木太町608番地66
破産者　名越　　彰
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１３号
群馬県沼田市上原町1726番地８　カーサＫＭＫ206号
破産者　船津　　学
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
埼玉県川口市前川１丁目９番18号
破産者　関根　正志
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
さいたま市浦和区常盤10丁目19番５号101
破産者　藤田　善央
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５７３号
名古屋市港区十一屋３―226　ビッグウエスト601号室、住民票上の住所さいたま市大宮区土手町２丁目26番地
破産者　関根　良至
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
埼玉県新座市堀ノ内２丁目４番17号
破産者　近藤　広幸
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７２号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目222番地４　Ｓマンション301
破産者　齋藤　后子（旧姓湯浅）
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係